

## **一般事業主行動計画**

社員が仕事と生活を調和させ働きやすい環境を作るため、以下のとおり行動計画を策定する。

**【計画期間】** 平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

### **【目 標】**

1. 年次有休休暇の取得促進のための措置の実施（1 人最低 5 日/年以上の确实実施）
2. 所定労働時間の削減のための措置の実施（ノー残業デーの定着化）

### **【取組内容】**

1. 年間の出勤日において、事務職の場合は一斉取得日の設定、工場従業員の 경우에는個別取得計画をたてて年間の最低 5 日/人を確実に実行する。計画とずれが出た従業員については従業員本人と調整し、もれのない有休取得を行う。管理監督者を始め社員に対し、業務効率の改善等の工夫を加えながら確実に実施するよう啓蒙を行う。
2. 週 1 回のノー残業デーの実施の徹底。  
ノー残業デーの定着・習慣化を図る施策を実施するとともにその必要性の周知徹底を図る。

以上